

●香川県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年8月31日から同年9月21日まで一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

香川県知事 真鍋武紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡田丸亀線（195号）
- 3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
丸亀市土器町東2丁目66番地先から	前	5.3～9.2	28	道路改修事業に伴う現道拡幅
丸亀市土器町東2丁目75番地先まで	後	9.2～12.0	28	